都市計画法第53条の適用とならない建築物の協議記録書

　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協 議 申 請 人 | 建　築　主 | 住　所：　氏　名：　連絡先：　 |
| 建築主代理人 | 住　所：　氏　名：　連絡先：　 |

　協　　議　　内　　容

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 都市施設名
 |  |
| ２．申請場所 |  |
| ３．主要用途及び構造 |  |
| ４．新築･増改築・移転の別 |  |
| ５．敷地面積及び建築面積 | 敷 地 面 積　　　　　㎡ | 建 築 面 積　　　　　㎡ |
| ６．添付書類 | 建築図（敷地図、平面図） |
| ７．確　　　 認　　 事　　 項　　１）建築物は可能な限り、都市施設より後退し、建築する。　　２）もし、協議した建築物が都市計画事業を開始する際、都市計画変更及び計画図の縮尺が大きいために起こる誤差により、都市施設に抵触する場合は交渉の協議に応じる。 |

上記の建築物については、都市計画法第５３条の適用とならないことを確認しました。

　　　　年　　　月　　　日

日南市 総合政策部 未来創生課長　　　　　　　㊞